

議第109号

財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて

(富士市立杉の木保育園に係る建物及び工作物の無償譲渡)

富士市立杉の木保育園の運営を民間移管することに関し、次により建物及び工作物の無償譲渡をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義正

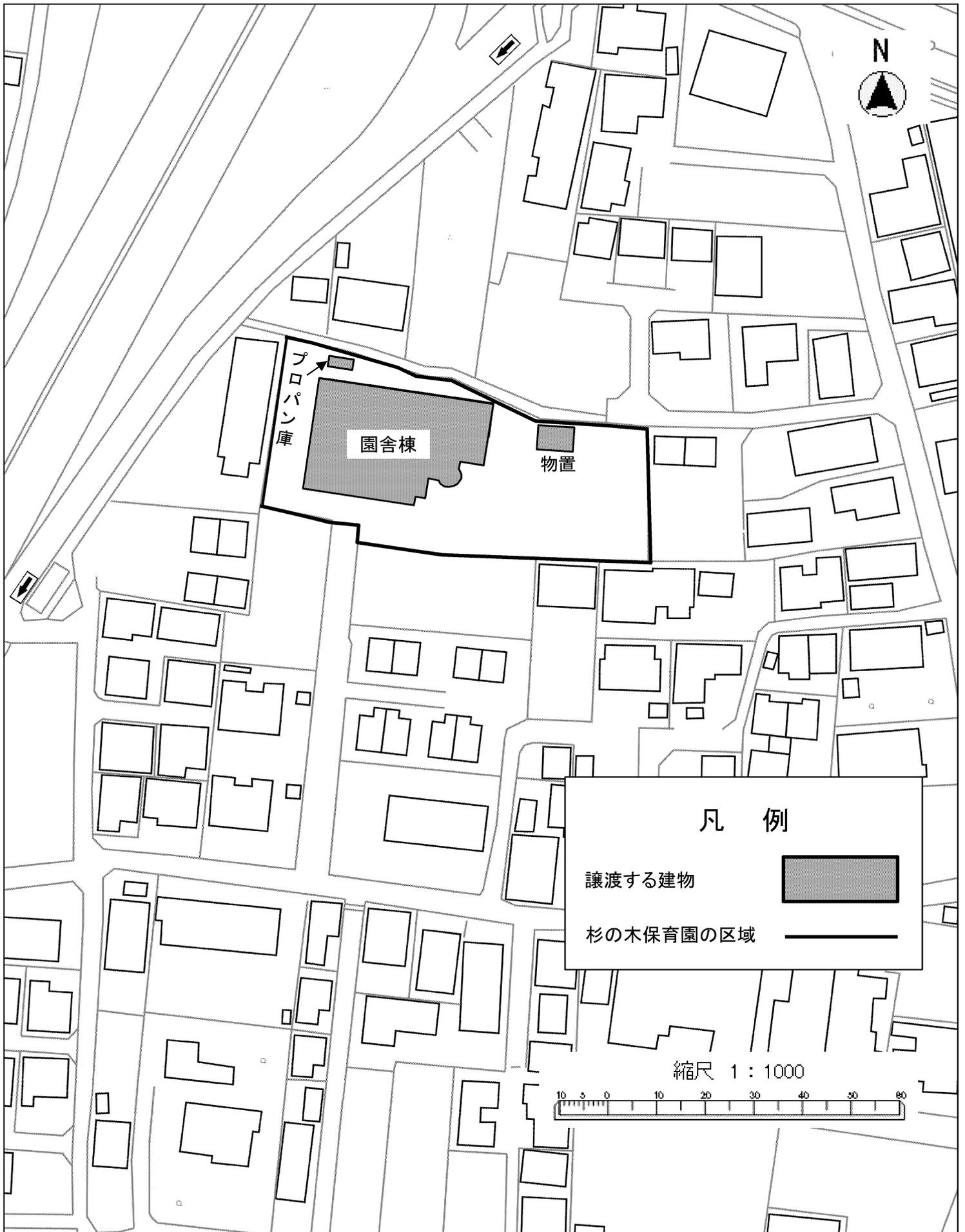
記

- 1 建物及び工作物の所在
富士市伝法2838番ほか
- 2 建物及び工作物の概要
別紙のとおり
- 3 無償譲渡の相手方
富士市吉原4丁目17番45号
学校法人草分学園
理事長 草分寛也

物件目録 建物及び工作物

No.	種 類	構 造	延床面積 (㎡)
1	園舎棟	鉄筋コンクリート造2階建	818.48
2	物置	コンクリートブロック造平家建	20.60
3	プロパン庫	鉄筋コンクリート造平家建	5.37
4	工作物一式	—	—
合 計			844.45

富士市立杉の木保育園位置図



議第110号

財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて

(富士市立厚原保育園に係る建物及び工作物の無償譲渡)

富士市立厚原保育園の運営を民間移管することに関し、次により建物及び工作物の無償譲渡をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義正

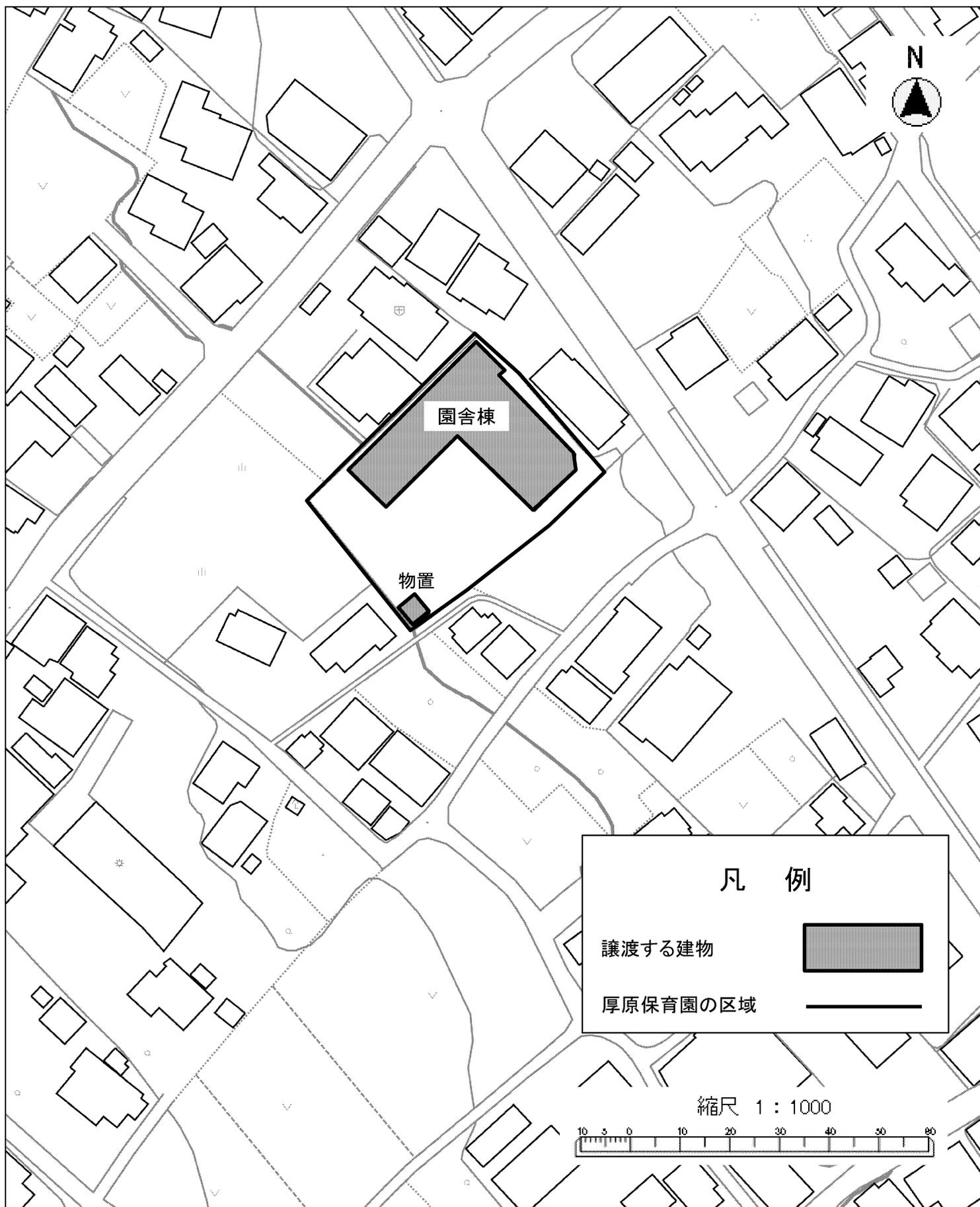
記

- 1 建物及び工作物の所在
富士市厚原754番1ほか
- 2 建物及び工作物の概要
別紙のとおり
- 3 無償譲渡の相手方
富士市厚原1385番地
学校法人渡辺学園
理事長 渡邊宏行

物件目録 建物及び工作物

No.	種 類	構 造	延床面積 (㎡)
1	園舎棟	鉄筋コンクリート造2階建	843.60
2	物置	鉄筋コンクリート造平家建	11.60
3	工作物一式	—	—
合 計			855.20

富士市立厚原保育園位置図



議第111号

財産の減額貸付に関し議決を求めることについて

(旧富士市立大淵第二小学校に係る土地、建物及び工作物の減額貸付)

旧富士市立大淵第二小学校跡利用に関し、次により土地、建物及び工作物の減額貸付をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義正

記

1 土地、建物及び工作物の概要

別紙のとおり

2 貸付の相手方

富士市一色174番地の2

株式会社にいや

代表取締役 望月紀志

3 貸付金額（年額）

1,711,482円

4 貸付の期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

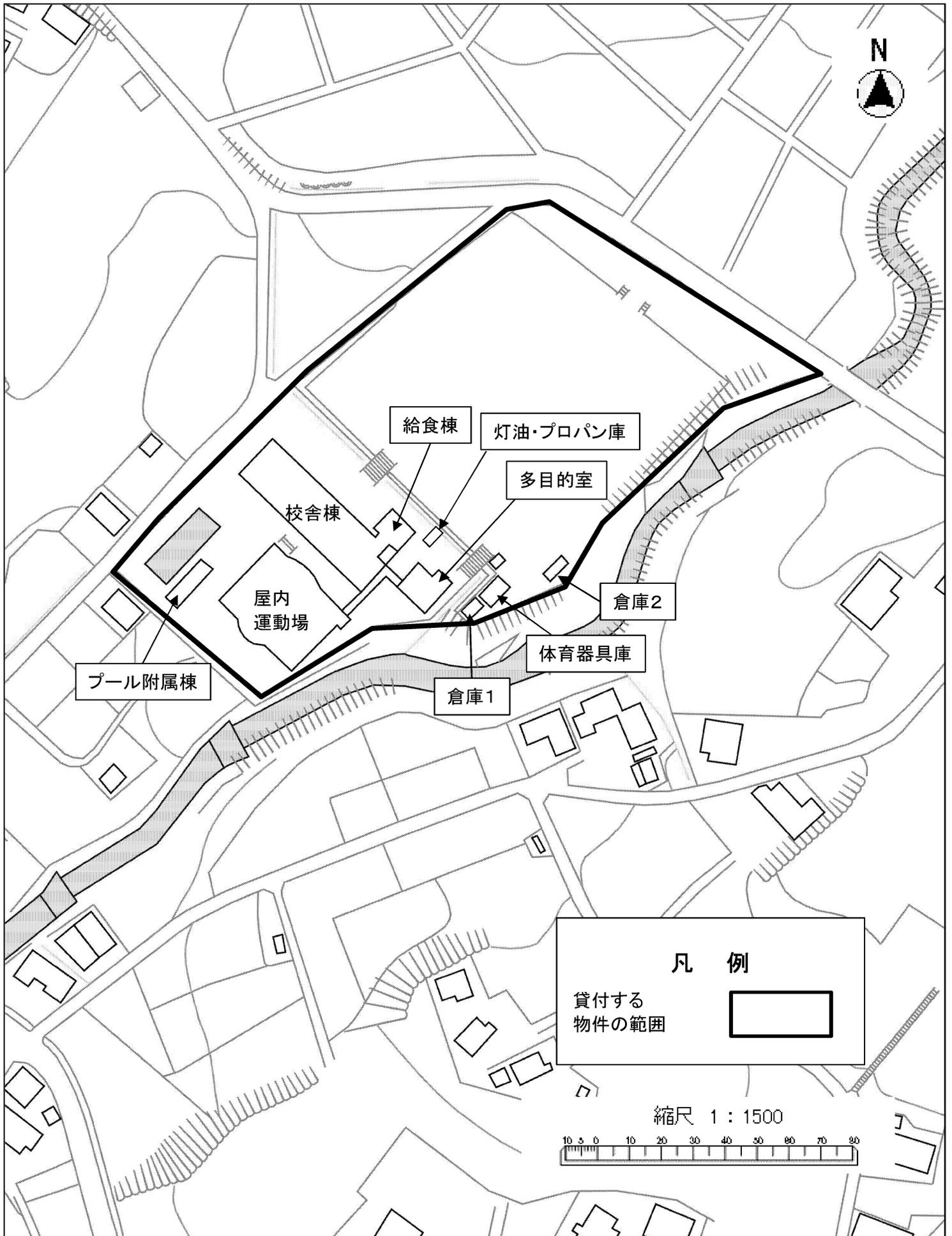
物件目録 土地

No.	所在地番	登記簿地目	面積 (㎡)
1	大淵字鳥追窪8673番1	学校用地	6,330.00
2	大淵字鳥追窪8673番2	山林	2,525.00
3	大淵字鳥追窪8674番	学校用地	386.00
4	大淵字鳥追窪8768番2	山林	2,757.00
5	大淵字鳥追窪8768番3	山林	4,811.00
6	大淵字鳥追窪8769番2	山林	218.00
7	大淵字鳥追窪8769番3	山林	293.00
合 計			17,320.00

物件目録 建物及び工作物

No.	種 類	構 造	延床面積 (㎡)
1	校舎棟	鉄筋コンクリート造2階建	1,439.58
2	多目的室	木造平家建	116.64
3	給食棟	鉄骨造平家建	89.25
4	屋内運動場	鉄骨造平家建	658.44
5	プール附属棟	コンクリートブロック造平家建	60.37
6	体育器具庫	木造平家建	26.49
7	灯油・プロパン庫	コンクリートブロック造平家建	6.12
8	倉庫1	木造平家建	9.72
9	倉庫2	木造平家建	19.44
10	渡り廊下 (吹き抜け)	—	—
11	テラス (吹き抜け)	—	—
12	門扉	—	—
13	受水槽	—	—
14	プール	—	—
15	その他工作物一式	—	—
合 計			2,426.05

旧富士市立大淵第二小学校位置図



議第112号

財産の取得に関し議決を求めることについて

(岳南富士地方卸売市場に係る建物の取得)

岳南富士地方卸売市場における市場機能の維持のため、次により建物を取得したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第3条の規定により議決を求める。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義正

記

1 建物の所在

富士市田島字元屋敷10番1ほか

2 建物の概要

別紙のとおり

3 予定価格

242,708,000円

4 契約の相手方

富士市田島100番地

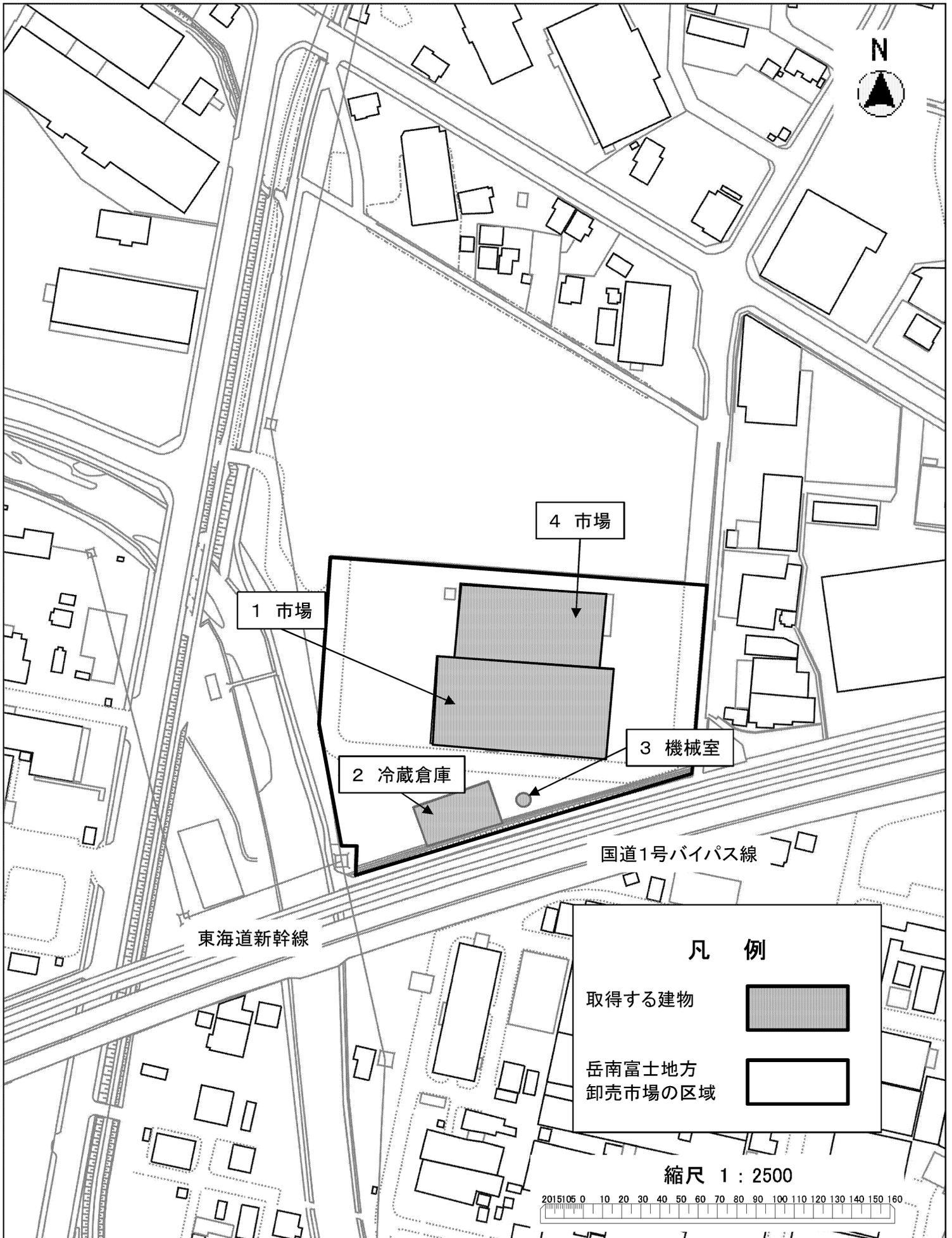
富士中央青果株式会社

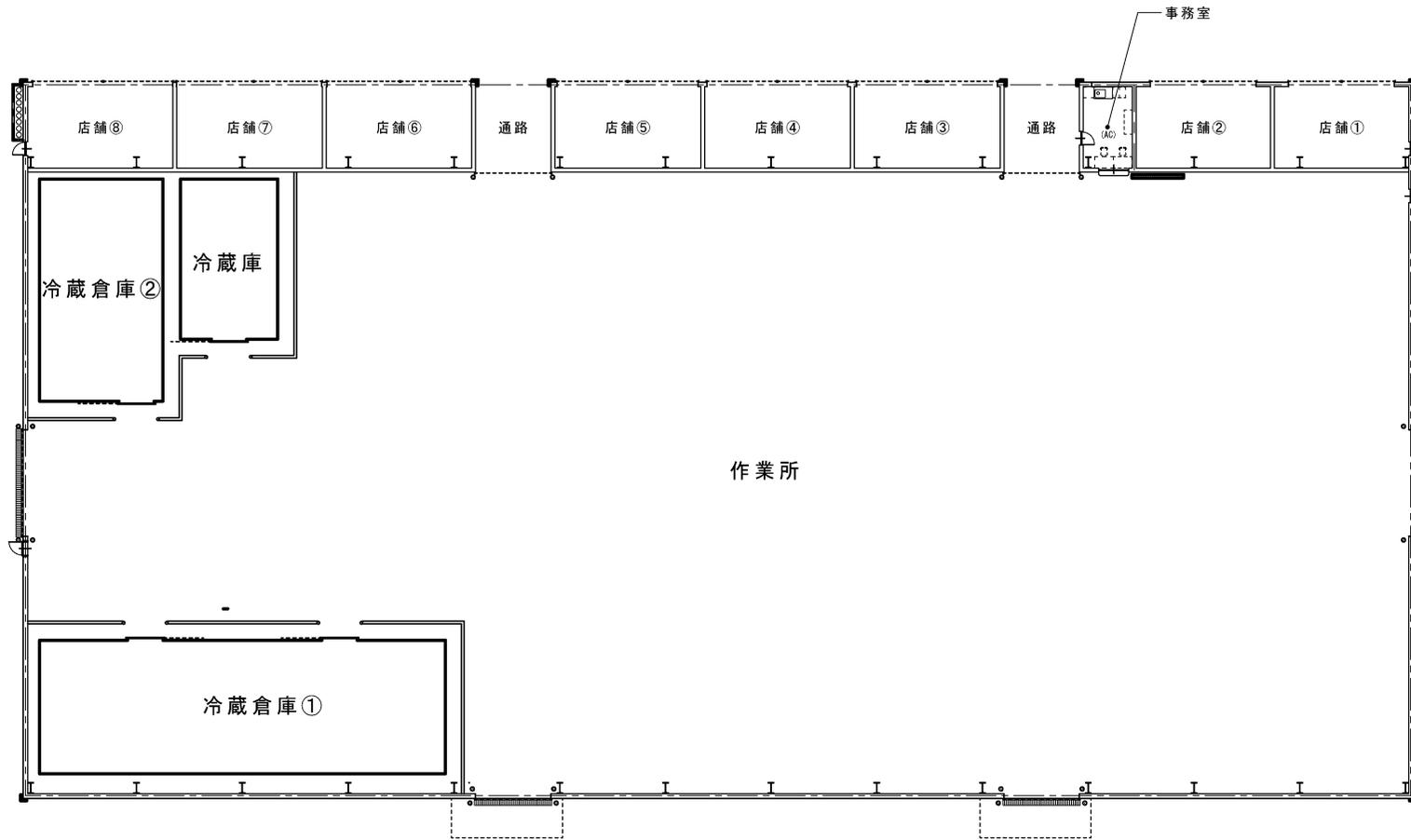
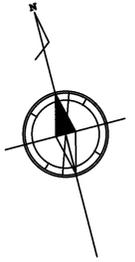
代表取締役 小林 充

財産の目録 建物

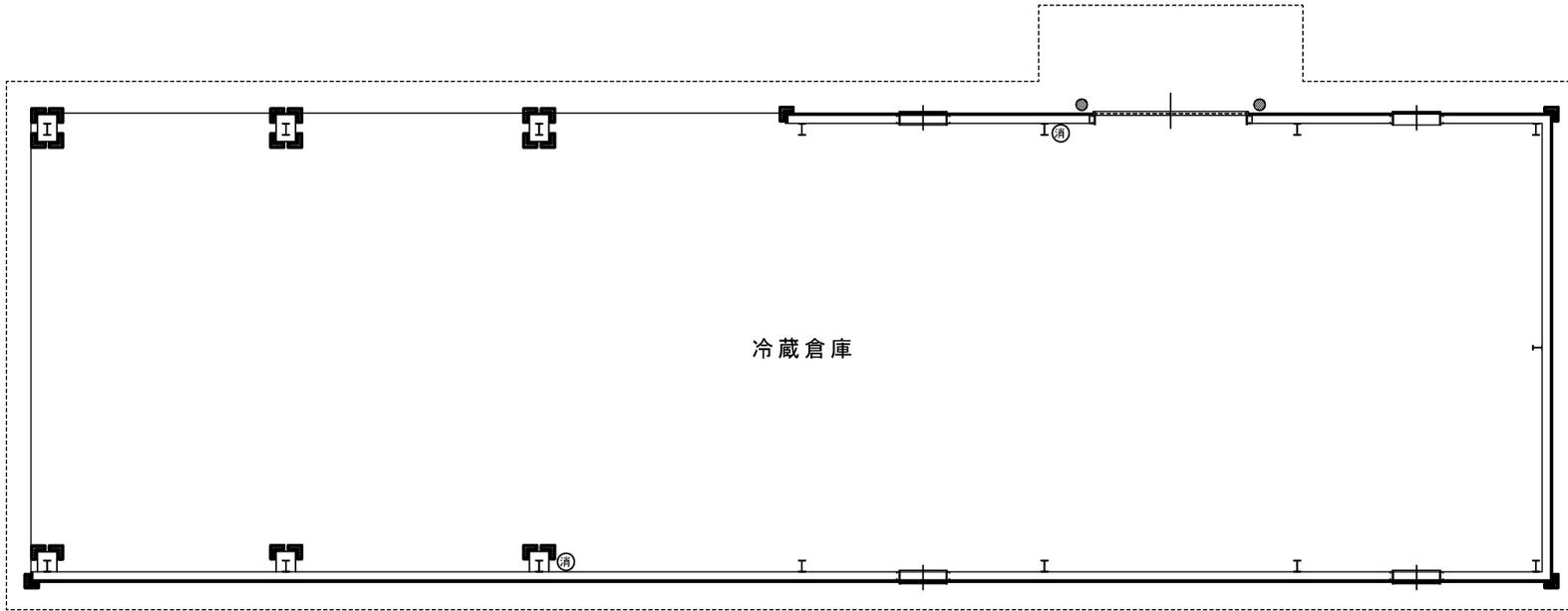
No.	種 類	構 造	延床面積 (m ²)
1	市場	鉄骨造平家建	3,143.20
2	冷蔵倉庫	鉄骨造平家建	720.00
3	機械室	軽量鉄骨造平家建	8.02
4	市場	鉄筋コンクリート造3階建	5,079.60
合 計			8,950.82

岳南富士地方卸売市場 位置図

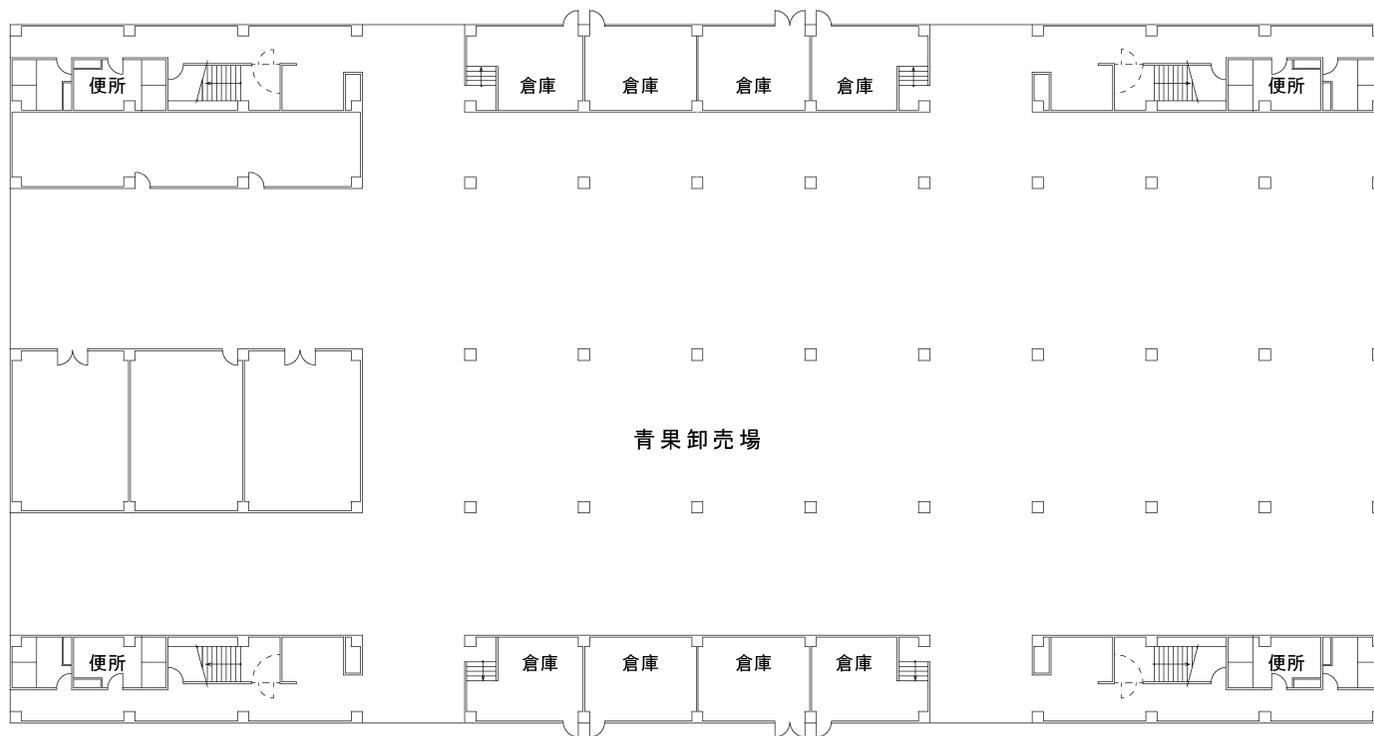
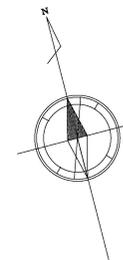




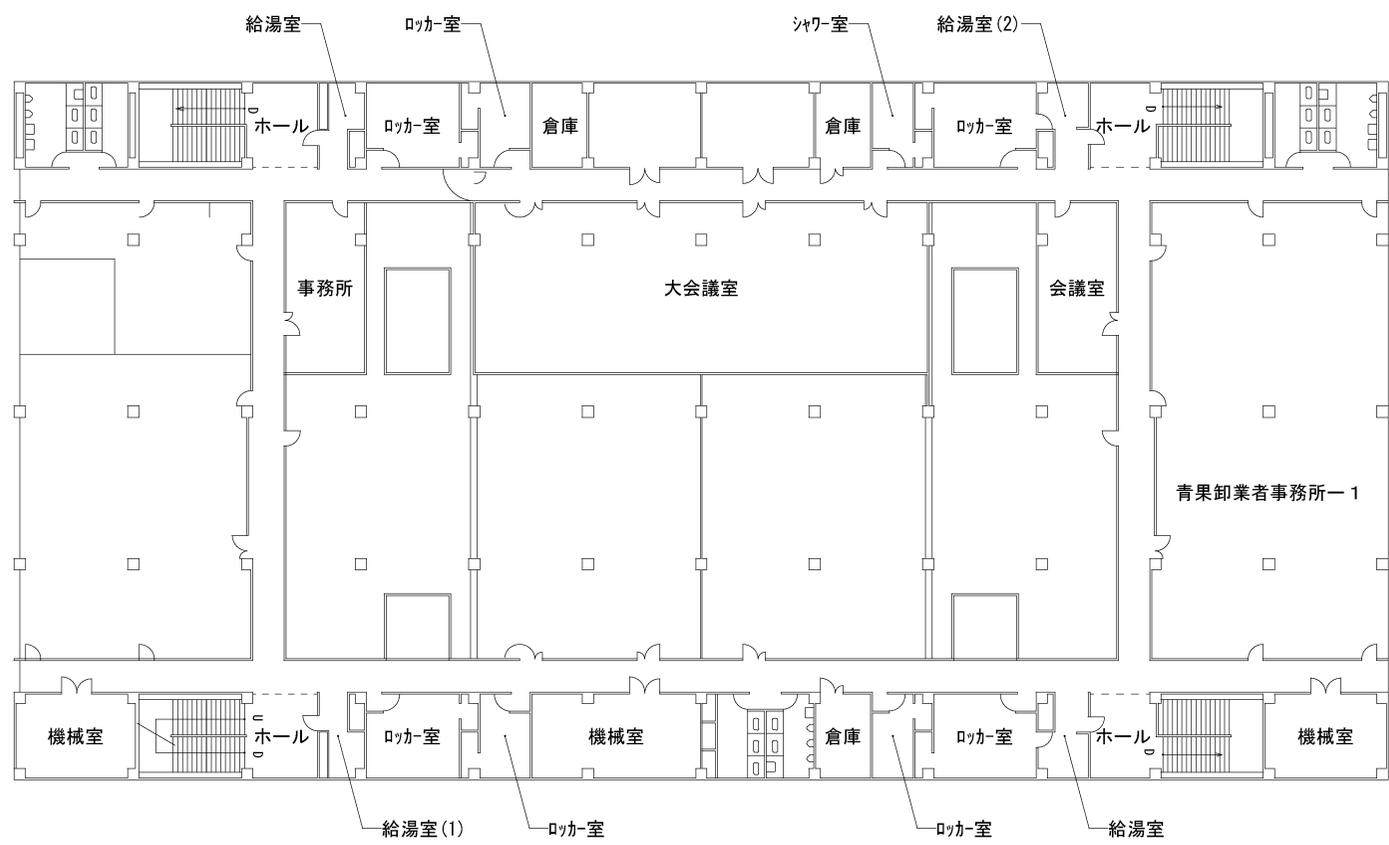
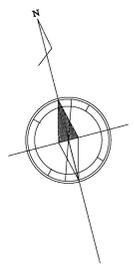
1 市場平面図 S=1/200



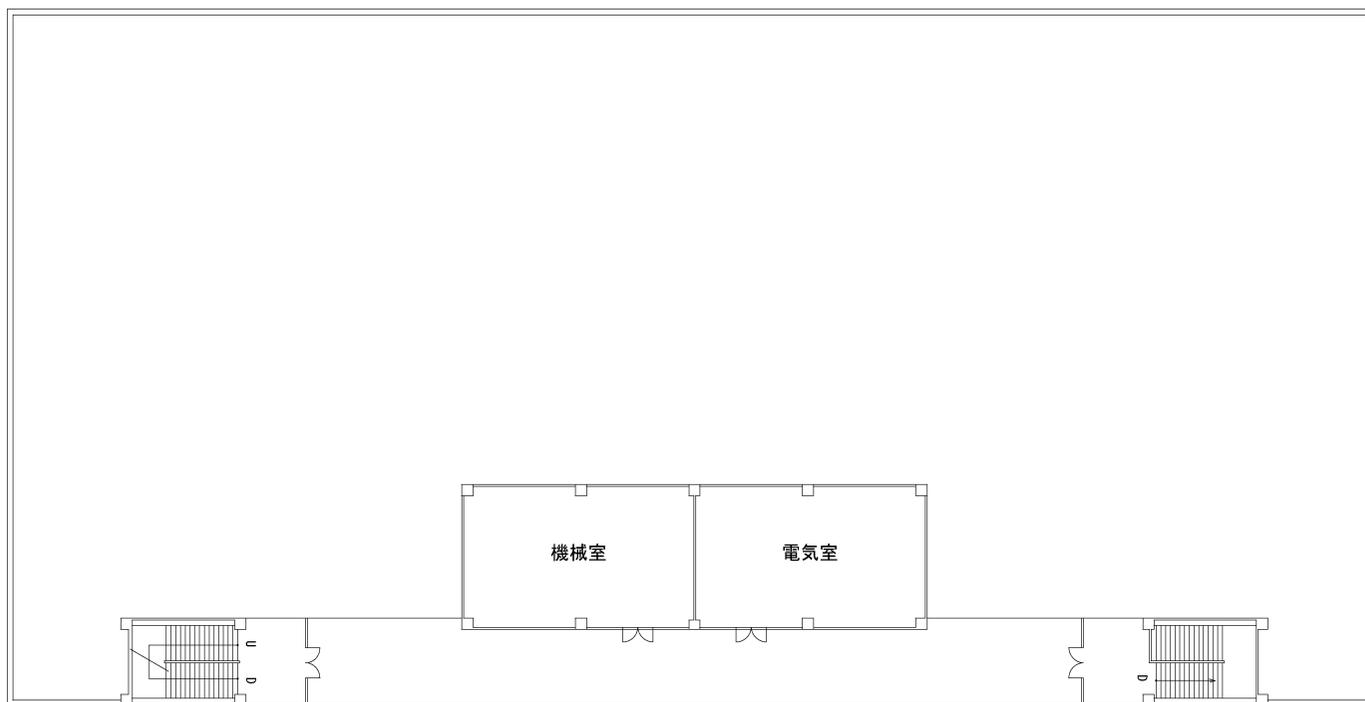
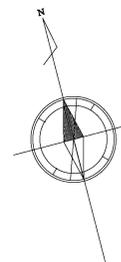
2 冷藏倉庫 S=1/100



4 市場 1階平面図 S=1/400



4 市場2階平面図 S=1/400



4 市場3階平面図 S=1/400

議第113号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市地区まちづくりセンター)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義正

記

公の施設の名称	富士市神戸まちづくりセンター
指定管理者となる団体の名称	一般社団法人神戸地区まちづくり協議会
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

公の施設の名称	富士市須津まちづくりセンター
指定管理者となる団体の名称	一般社団法人須津地区まちづくり協議会
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

公の施設の名称	富士市吉永北まちづくりセンター
指定管理者となる団体の名称	一般社団法人吉永北地区まちづくり協議会
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

公の施設の名称	富士市松野まちづくりセンター
指定管理者となる団体の名称	一般社団法人松野地区まちづくり協議会
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第114号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

(富士市立体育館及びその附属施設、都市公園運動施設、富士市東球場、
富士市東部スポーツ広場、厚原スポーツ公園並びに富士川緑地)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 公の施設の名称 | (1) 富士市立富士体育館
(2) 富士市立富士体育館附属富士柔剣道場
(3) 富士市立富士体育館附属卓球場
(4) 富士市立富士川体育館
(5) 富士川河川敷憩いの広場
(6) 富士市東球場
(7) 富士市東部スポーツ広場
(8) 厚原スポーツ公園
(9) 富士川緑地 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 富士市スポーツ施設マネジメントグループ |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

議第115号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士総合運動公園運動施設及び富士総合運動公園)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 公の施設の名称 | (1) 富士市総合体育館
(2) 富士総合運動公園野球場
(3) 富士総合運動公園陸上競技場
(4) 富士総合運動公園庭球場
(5) 富士総合運動公園相撲場
(6) 富士総合運動公園弓道場
(7) 富士総合運動公園運動広場
(8) 富士総合運動公園 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | みんなのふじ株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和22年3月31日まで |

議第116号

字の区域及び名称の変更について

(岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業施行地区)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業における換地処分公告のあった日の翌日から別紙のとおり本市内の字の区域及び名称を変更することにつき、議決を求める。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

議第117号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により静岡地方税滞納整理機構規約の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第291条の11の規定に基づき議決を求める。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義正

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第4条第1号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附 則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。